

福島県多様な農業支援サービス事業体の活動支援事業補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和8年4月7日付け7農産第4822号農林水産事務次官依命通知）、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和8年4月7日付け7農産第4202号農林水産事務次官依命通知）、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和8年1月14日付け7農産3678号農林水産事務次官依命通知）、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和8年4月7日付け7農産5524号農林水産事務次官依命通知）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金及び交付金等（以下「補助金等」という。）を交付する。

(補助の対象及び補助率)

- 第2条 県は、補助事業者等が別表に掲げる事業を行う場合、その事業に要する経費について、その補助事業者等に対し補助金等を交付するものとする。
- 2 市町村及び地域協議会等（以下「間接補助事業者等」という。）が、別表に掲げる事業を行う補助事業者等に補助金等を交付する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、県は、当該補助に要する経費について、間接補助事業者等に対し補助金等を交付するものとする。
- 3 補助金等の額は同表に掲げる補助率等の範囲内で知事が定める額とする。

(流用の禁止)

第3条 別表の区分にある事業の相互間における経費の流用をしてはならない。

(補助金等交付申請書の提出)

第4条 規則第4条第1項の申書は第1号様式によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日までとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第5条 事業実施主体は、規則第4条の規定に基づき補助金等の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金等の交付決定)

第6条 知事は、補助対象事業に係る補助金等の交付を決定したときは、規則第7条に基づき交付の申請をした者に速やかに交付決定通知書（第2号様式の書例を参照とすること。）により通知するものとする。

(事業の着手)

第7条 補助事業者等は、規則第5条の交付決定後に事業に着手するものとする。
ただし、事業の円滑化を図る上で真にやむを得ない理由がある場合に限り、交付決定前の事前着手が特別に認められるものとする。

- 2 前項のただし書きの規程に基づき、補助事業者等が交付決定前の事前着手を行う場合には、あらかじめ、交付決定前着手届（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(契約等)

第8条 補助事業者等は、事業を遂行するため売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、その理由を記載した第4号様式を作成し事業計画書の提出と併せ報告することで指名競争又は随意契約をすることができる。

- 2 補助事業者等は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書（第5号様式）の提出を求めるとし、当該申立書の提出のないものについては入札等に参加させてはならない。

(補助金等の交付の条件)

第9条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、別表に掲げる事業の区分に応じて、それぞれ同表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

- 2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 国から付された補助金等交付の条件を遵守するために必要な事項
 - (2) 補助事業者等が規則第18条の規定を遵守するために必要な事項
 - (3) 前号の規定により財産処分の制限をした場合において、制限期間内に処分（補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。
- 3 補助事業者等は、補助事業の完了後においても補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金等交付の目的に従ってその効果的な運営を図るものとする。
なお、取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(変更の承認申請)

第10条 規則第6条第1項の規定に基づき、知事の承認を受けようとする場合は、変更（中止・廃止）承認申請書（第6号様式）を知事に提出し承認を受けなければならない。

らない。

(申請を取り下げることができる期日)

第11条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払請求)

第12条 知事は、必要があると認めるときは、概算払の方法により補助金等を交付することができる。

2 前項の規定に基づき補助金等の概算払を受けようとするときは、補助金等概算払請求書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(遂行状況及び完了の報告)

第13条 規則第11条の規定による事業の遂行状況報告は、遂行状況報告書(第8号様式)により、補助金等の交付決定のあった年度の12月31日現在において、当該年度の1月10日まで行うものとする。

ただし、当該年度の12月に前条による概算払請求書を提出する場合には、これをもって事業の遂行状況報告に代えることができるものとする。

2 補助事業者等は、当該事業が完了したときは、速やかに完了報告書(第9号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 規則第13条第1項の規定による実績報告は、第10号様式により、その事業完了の日(事業の中止又は廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 補助事業者等は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者等は、実績報告の提出後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(第11号様式)により速やかに知事に報告しなければならない。

4 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補助金等の交付の請求)

第15条 補助金等交付の決定の通知を受けた補助事業者等は、当該事業が完了した場合は、補助金等交付請求書(第12号様式)を速やかに知事に提出しなければならない。ただし、補助金等の全額が概算払された場合はこの限りでない。

(財産の処分の制限)

第16条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間並びに同条同項第

2号及び第3号に規定する別に定める財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）による（当該省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日付け農林省令第18号）による）ものとする。ただし、1件当たりの取得価格が10万円を超えるもの（国庫補助事業により取得したものは50万円以上のもの）に限る。

- 2 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事による補助金の交付の決定をもって知事の承認を受けたものとする。
 - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
 - (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- 4 同条第2項の規定による知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（会計帳簿等の整備等）

- 第17条 補助金等の交付を受けた補助事業者等は、補助金等の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。
- 2 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産に係る財産管理台帳（第13号様式）を前項に規定する期間について備えておかなければならない。

（書類の経由）

- 第18条 補助事業者等が規則及びこの要綱の定めるところにより知事に提出する書類は、所轄の農林事務所長を経由して提出しなければならない。ただし、県全域又は農林事務所の管轄を越えるなど広域に及ぶ団体等が事業実施主体である場合を除く。

（権限の委任）

- 第19条 規則及びこの要綱に基づく知事の権限であって別表に掲げる事業に係るものは、所轄の福島県農林事務所の長に委任する。ただし、県全域又は農林事務所の管轄を越えるなど広域に及ぶ団体等が事業実施主体である場合を除く。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、福島県スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業補助金交付要綱（令和7年4月1日付け7農支第914号福島県農林水産部長通知。以下「旧交付要綱」という。）は廃止する。
- 3 旧交付要綱に基づき令和7年度までに実施した事業については、従前の例によ

る。

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 27 日から施行する。

別表（県交付要綱第2条第1項、第3条、第9条第1項、第19条関係）

区分	経費	補助事業者等	補助率		重要な変更	
			国庫補助金	県費	経費の配分の変更	事業内容の変更
1 広域的な農業支援サービスの提供に向けた機械等導入支援 ア スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業(緊急)	1 農業支援サービスの育成加速化支援 (1) 農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売対策系転換支援（推進事業） ア スマート農業機械等の導入サービス事業者がサービスの提供に必要となるスマート農業機械等の導入に要する経費 ※ 本事業におけるスマート農業機械は、次の①から③までに適合した技術を用いた農業機械・器具とする。 ① 農業機械等に組み込まれて活用されるものであること。 ② 情報通信技術（電磁的記録として記録された情報を活用する場合に用いられるものに限る。）を用いた技術であること。 ③ 農業を行うにあたって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向	スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業実施要領別記2-1第2の1(1)に基づく事業実施主体及び間接補助事業者等	1/2以内 事業実施主体当たり1,500万円を上限額とする。 ただし、スマート農業機械※を導入する場合は3,000万円、スマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置づけられ、当該計画の内容と合致している場合は5,000万円を上限額とする。			1 成果目標の変更 2 事業の新設又は中止、廃止 3 補助事業者の変更 4 事業費の30%を超える増又は補助金の増 5 事業費又は補助金の30%を超える減

	上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体負担の軽減又は農業の経営管理の合理化を通じて農業の生産性を相当向上させることに資するものであること。 ※ 本事業におけるスマート農業機械等は、スマート農業機械及びその他の農業機械・器具をいう。					
イ スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業	1 農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援 (1) スマート農業機械等の導入サービス事業者がサービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入に要する経費 ※ 本事業におけるスマート農業機械は、次の①から③までに適合した技術を用いた農業機械・器具とする。 ① 農業機械等に組み込まれて活用されるものであること。 ② 情報通信技術（電磁的記録として記録された情報を活用する場合に用いられるものに限る。）を用いた技術であること。 ③ 農業を行うにあたって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体負担の軽減又は農業の経営管理の合理化を通じて農業	スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業実施要領別記2第3の1に基づく事業実施主体及び間接補助事業者等	1/2以内 事業実施主体当たり1,500万円を上限額とする。 ただし、スマート農業機械※を導入する場合は3,000万円、スマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置づけられ、当該計画の内容と合致している場合は5,000万円を上限額とする。			1 成果目標の変更 2 事業の新設又は中止、廃止 3 補助事業者の変更 4 事業費の30%を超える増又は補助金の増 5 事業費又は補助金の30%を超える減

	の生産性を相当向上させることに資するものであること。 ※ 本事業におけるスマート農業機械等は、スマート農業機械及びその他の農業機械・器具をいう。					
ウ スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業（緊急）	1 スマート技術体系転換加速化支援(地域型) 労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその導入効果を高める栽培体系への抜本的な転換等を行うための機械等の導入経費、栽培方式転換に要する経費 (1) 事業費 ①機械の導入等 ②人材育成に要する経費等 ③簡易なほ場整備等 ④改植等に係る経費 (2) 推進事務費	スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業費補助金等交付要綱第5の2に基づく取組主体及び間接補助事業者等	1 事業費 ①機械の導入等 1/2以内 ②人材育成に要する経費等 定額 ③簡易なほ場整備等 1/2以内 ④改植等に係る経費 1/2以内又は定額 ただし、取組主体当たりの補助金額の上限は2.5億円とする。 2 推進事務費 定額（事業費の10%以内）		1 補助率が異なる経費ごとの相互間の経費の流用 2 経費の欄に掲げる2(1)アから2(1)イへの経費の流用	1 成果目標の変更 2 事業の新設又は中止、廃止 3 補助事業者の変更 4 事業費の30%を超える増又は補助金等の増 5 事業費又は補助金等の30%を超える減
エ スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業	1 スマート技術体系転換加速化支援(地域型) 労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその導入効果を高める栽培体系への抜本的な転換等を行うための機械等の導入経費、栽培方式転換に要する経費 (1) 事業費 ①機械の導入等 ②人材育成に要する経費等	スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業費補助金等交付要綱第5の2に基づく取組主体及び間接補助事業者等	1 事業費 ①機械の導入等 1/2以内 ②人材育成に要する経費等 定額 ③簡易なほ場整備等 1/2以内 ④改植等に係る経費 1/2以内又は定額 ただし、取組主体当たりの補助金額の上限は2.5億円とする。		1 補助率が異なる経費ごとの相互間の経費の流用 2 経費の欄に掲げる1(1)から1(2)への経費の流用	1 成果目標の変更 2 事業の新設又は中止、廃止 3 補助事業者の変更 4 事業費の30%を超える増又は補助金等の増 5 事業費又は補助金等の30%を超える減

	③簡易なほ場整備等 ④改植等に係る経費 (2) 推進事務費		2 推進事務費 定額（事業費の10%以内）			
2 スマート農業で結ぶ地域農業の発展支援 ア スマート農業で結ぶ地域農業の発展支援事業	以下の1及び2の一体的な取組に対し支援。 1 スマート農業を活用する仕組みづくりや組織の活動等に要する経費 2 スマート農業機械等の導入経費	事業実施主体 ・農業者で組織する任意組織 ・農業法人 ・農業協同組合 ・農業協同組合の関連会社 ・その他知事が認める組織） 間接補助事業者等 ・市町村 ・地域農業再生協議会等（市町村が構成員となり農業振興を行う組織）		1 定額 ただし、事業実施主体当たりの補助金額の上限は100万円とする。 2 1/2以内 活動地域が中山間地域の場合は2/3以内 ただし、事業実施主体当たりの補助金額の上限は1及び2合わせて10,000千円とする。	1 補助率が異なる経費ごとの相互間の経費の流用	1 成果目標の変更 2 事業の新設又は中止、廃止 3 事業実施主体の変更 4 事業費の30%を超える増又は補助金の増 5 事業費又は補助金の30%を超える減

第1号様式（県交付要綱第4条関係）

福島県知事
(福島県〇〇農林事務所長)

住所又は所在地
補助事業者等
名称及び代表者名

福島県多様な農業支援サービス事業体の活動支援事業（別表の区分
の事業名）補助金等交付申請書

（年号）〇年度において、下記のとおり福島県多様な農業支援サービス事業体の活動支援事業（別表の区分の事業名）を実施したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第4条第1項の規定により、補助金 円を交付して下さるよう申請します。

記

1 事業の目的
事業実施計画のとおり

2 事業の内容
事業実施計画のとおり

3 経費の配分と負担区分の計画

事業名	総事業費 (A+B+C)	負 担 区 分			備 考
		国庫補助金 (A)	県補助金 (B)	そ の 他 (C)	
(別表の区分 の事業名)	円	円	円	円	
計					

※補助率が異なる場合は、補助率毎に記載すること。

4 事業の着手及び完了予定年月日
（年号）〇年〇〇月〇〇日 ～ （年号）〇年〇〇月〇〇日

5 本件責任者及び担当者
責任者氏名
担当者氏名
連絡先

6 収支予算書

(1) 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		摘 要
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		摘 要
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

7 添付書類

- (1) 事業実施計画書
- (2) 事業実施主体が確認できる書類（団体は規約と構成員名簿等）の写し
- (3) 直近の決算書等の写し
- (4) 団体は事業実施を決議した会議等の議事録の写し
- (5) 事業実施主体の暴力団排除に関する誓約書（別紙）
- (6) その他必要な書類

注1 変更があった場合においては、交付決定された計画と比較できるよう二段書きとし、変更前を上段（ ）書きとすること。

注2 備考欄には、次について記入すること。

仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には小計及び合計の欄に合計額「除税額〇〇〇円」を記入すること。

誓約書

私は下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、役員等の名簿を速やかに提出すること及び当該名簿を警察に提供することについて同意します。

記

1 補助事業者として不適当な者

- (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 事業者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 補助事業者の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

福島県知事 内堀 雅雄 様

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

氏名（又は法人名及び代表者名）

印

（自筆の場合は、押印不要）

第2号様式(県交付要綱第6条関係)

交付決定通知書の書例

福島県指令（課名又は所名の約字）第〇〇号

補助事業者等（住所）
（氏名）

（年号）年 月 日付け 第 号で申請のあった（年号）年度福島県多様な農業支援サービス事業体の活動支援事業補助金等交付申請書については、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）第5条の規定により、次のとおり（又は次のとおり修正の上）交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知する。

（年号） 年 月 日

福島県〇〇農林事務所長

(印)

（申請どおり決定する場合）

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、 年 月 日 第 号で申請（以下「申請書」という。）のあった福島県多様な農業支援サービス事業体の活動支援事業（別表の区分の事業名）補助金とし、その内容については、申請書の事業の内容欄記載のとおりとする。

（修正決定する場合）

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、 年 月 日 第 号で申請（以下「申請書」という。）のあった福島県多様な農業支援サービス事業体の活動支援事業（別表の区分の事業名）補助金とし、下記のとおり修正するほか申請書の事業の内容欄記載のとおりとする。

〔補助事業に要する経費、補助金の額及び補助金の額の変更の権限留保〕

- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費 金 〇〇〇〇円

補助金の額 金 〇〇〇〇円

〔経費の配分〕

（申請どおり決定する場合）

- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。

(修正決定する場合)

- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、次のとおりである。

区分	補助事業に要する経費	補助金額
〇〇事業	〇〇円	〇〇円

〔額の確定〕

- 4 補助金の額の確定は、補助対象事業費の実績額に、交付要綱別表に定める各経費に対応する補助率を乗じて得た額と前記3の区分ごとの補助金等の額（変更された場合には変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

〔交付関係を規制する要綱等の引用〕

- 5 補助事業者等は、別表に掲げる法令等に従わなければならない。

〔交付条件〕

- 6 補助金交付の条件は、前記5に定めるもののほか次のとおりとする。

- (1) 補助事業者等は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ知事（又は農林事務所長）の承認を受けなければならない。

ア 補助事業に要する経費の配分の変更（交付要綱で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ 事業の内容の変更（交付要綱で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合

ウ 事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業者等は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事（又は農林事務所長）に報告してその指示を受けなければならない。

(別表)

法令等名	年月日番号等	備考
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	昭和30年8月27日法律第179号	
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令	昭和30年9月26日政令第255号	
農林畜水産業関係補助金等交付規則	昭和31年4月30日農林省令第18号	
スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業費補助金交付等要綱	令和8年4月7日付け7農産第4822号農林水産事務次官依命通知	
スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業費補助金交付等要綱	令和8年4月7日付け7農産第4202号農林水産事務次官依命通知	
スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業費補助金交付等要綱	令和8年1月14日付け7農産3678号農林水産事務次官依命通知	
スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業費補助金交付等要綱	令和8年4月7日付け7農産5524号農林水産事務次官依命通知	

福島県補助金等の交付等に関する規則	昭和 45 年 10 月 27 日 福島県規則第 107 号	
福島県補助金等の交付等に関する規則の運用について	昭和 45 年 10 月 7 日付け 45 財第 136 号福島県総務部長通達	
福島県多様な農業支援サービス事業体の活動支援事業補助金等交付要綱	令和 8 年〇月〇日付け 7 農支第〇号	

第3号様式（県交付要綱第7条第2項関係）

番 号
年 月 日

福島県知事
(福島県〇〇農林事務所長)

住所又は所在地
補助事業者等
名称及び代表者名

福島県多様な農業支援サービス事業体の活動支援事業(別表の区分の事業名) 交付決定前着手届
(別表の区分の事業名) 事業について、福島県多様な農業支援サービス事業体の活動支援事業補助金等交付要綱第7条第2項の規定により、下記の条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内において交付申請を行った事業実施計画書の変更は行わないこと。

事業名	(別表の区分の事業名)
事業費	円
着手予定年月日	(年号) 〇年〇〇月〇〇日
完了予定年月日	(年号) 〇年〇〇月〇〇日
理由	

第4号様式（県交付要綱第8条第1項関係）

番 号
年 月 日

福 島 県 知 事
(福島県〇〇農林事務所長)

住所又は所在地
補助事業者等
名称及び代表者名

福島県多様な農業支援サービス事業体の活動支援事業(別表の区分
の事業名)で特別な事情により一般競争入札を実施しない報告書
(年号)〇年度福島県多様な農業支援サービス事業体の活動支援事業(別表の区分
の事業名)について、下記の理由により一般競争入札を実施しませんので報告しま
す。

記

- 1 事業実施主体名
- 2 事業内容
- 3 事業費
- 4 契約の方法
(単独随意契約の場合は、契約を予定する相手方も記載する)
- 5 4の方法により実施する理由

第5号様式（県交付要綱第8条第2項関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

（年号）年 月 日

補助事業者等の
名称及び代表者名

所在地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇（注1）契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関等から〇〇契約（注1）に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

（注）1 〇〇には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。

2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止の措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

第 6 号様式（県交付要綱第 10 条関係）

番 号
年 月 日

福 島 県 知 事
(福島県〇〇農林事務所長)

住所又は所在地
補助事業者等
名称及び代表者名

福島県多様な農業支援サービス事業体の活動支援事業(別表の区分
の事業名) 変更(中止・廃止) 承認申請書

下記により、(年号)〇年度福島県多様な農業支援サービス事業体の活動支援事業(別表の区分の事業名)の事業計画を変更(中止・廃止)したいので福島県補助金等の交付等に関する規則第 6 条第 1 項の規定により承認して下さるよう申請します。

記

- 1 交付決定年月日及び番号
- 2 変更(中止・廃止)の理由
- 3 変更(中止・廃止)の内容
(以下、第 1 号様式に準じて作成すること)

注 1 変更の内容は補助金等の交付決定がなされた計画(収支予算書を含む。)に比較できるよう二段書きとし、変更前を上段()書とすること。

第 7 号様式（県交付要綱第 12 条第 2 項関係）

福 島 県 知 事
(福島県〇〇農林事務所長)

住所又は所在地
補助事業者等
名称及び代表者名

福島県多様な農業支援サービス事業体の活動支援事業(別表の区分
の事業名) 補助金等概算払請求書
(年号) 〇年〇〇月〇〇日付け福島県指令〇〇第〇〇号で交付決定のあった補助
金等について、下記により補助金 円を概算払により交付されたく請求します。
記

1 概算払請求内容

(年号) 〇年〇〇月〇〇日現在

事業名	交付 決定額	既受 領額	今回 請求額	遂行 状況	残額	事業完了 予定年月日	備 考
(別表の区分の事業名)	円	円	円	円 (%)	円		

2 概算払が必要な理由

第 8 号様式（県交付要綱第 13 条第 1 項関係）

番 号
年 月 日

福 島 県 知 事
(福島県〇〇農林事務所長)

住所又は所在地
補助事業者等
名称及び代表者名

福島県多様な農業支援サービス事業体の活動支援事業(別表の区分
の事業名) 遂行状況報告書
(年号) 〇年度福島県多様な農業支援サービス事業体の活動支援事業(別表の
区分の事業名) の遂行状況について、下記のとおり報告します。
記

- 1 交付決定年月日及び番号
- 2 事業遂行状況

((年号) 〇年 12 月 31 日現在)

総事業費	事業の遂行状況				備 考
	令和〇年〇月〇日までに 完了したもの		令和〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
	事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
円	円	%	円		

注 1 この遂行状況報告書の提出期限後に、総事業費等の変更が予定されている
場合は、変更の内容を備考欄に記入の上、提出すること。

注 2 事業費の欄には、事業費の出来高を金額に換算した金額を記載すること。

第 9 号様式（県交付要綱第 13 条第 2 項関係）

福 島 県 知 事
(福島県〇〇農林事務所長)

住所又は所在地
補助事業者等
名称及び代表者

福島県多様な農業支援サービス事業体の活動支援事業(別表の区分
の事業名) 完了報告書
(年号) 〇年度福島県多様な農業支援サービス事業体の活動支援事業(別表の
区分の事業名) について、下記のとおり完了したので、福島県多様な農業支援サ
ービス事業体の活動支援事業補助金等交付要綱第 13 条第 2 項の規定により報告
します。

記

1 完了報告

事業名	(別表の区分の事業名)
事業実施主体名	
交付決定年月日	(年号) 〇年〇〇月〇〇日福島県指令〇〇第〇号
交付決定額	円
着手年月日	(年号) 〇年〇〇月〇〇日
完了年月日	(年号) 〇年〇〇月〇〇日

第 10 号様式（県交付要綱第 14 条第 1 項関係）

福 島 県 知 事
(福島県〇〇農林事務所長)

住所又は所在地
補助事業者等
名称及び代表者名

福島県多様な農業支援サービス事業体の活動支援事業(別表の区分
の事業名) 実績報告書
(年号) 〇年度において下記のとおり事業を実施したので、福島県補助金等
の交付等に関する規則第 13 条第 1 項の規定によりその実績を報告します。

記

- 1 事業の目的
別紙事業実績報告のとおり
- 2 事業の内容及び成果
別紙事業実績報告のとおり
- 3 経費の配分と負担区分

事業名	総事業費 (A+B+C)	負 担 区 分			備 考
		国庫補助金 (A)	県補助金 (B)	そ の 他 (C)	
(別表の区分 の事業名)	円		円	円	
計					

※補助率が異なる場合は、補助率毎に記載すること。

- 4 事業の着手及び完了年月日
(年号) 〇年〇〇月〇〇日 ～ (年号) 〇年〇〇月〇〇日

5 収支精算書

(1) 収入の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		摘 要
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

(2) 支出の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		摘 要
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

6 添付書類

- (1) 事業の実績を記載した事業計画書
- (2) 支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し
- (3) その他必要な書類

注1 事業の目的、事業の内容、事業の成果に係る別紙実績報告は事業の実績を記載した事業計画書によるものとする。

注2 軽微な変更があった場合においては、交付決定された計画と比較できるように二段書きとし、変更前を上段（ ）書きとすること。

注3 備考欄には、次について記入すること。

仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には小計及び合計の欄に合計額「除税額〇〇〇円」を記入すること。

第11号様式（県交付要綱第14条第3項関係）

福島県知事
(福島県〇〇農林事務所長)

住所又は所在地
補助事業者等
名称及び代表者名

(年号) 〇年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

(年号) 〇年〇〇月〇〇日付け福島県指令〇〇第〇〇号により交付決定通知があった福島県多様な農業支援サービス事業体の活動支援事業(別表の区分の事業名)の補助金等について、福島県多様な農業支援サービス事業体の活動支援事業補助金等交付要綱第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 報告内容

1 事業名	(別表の区分の事業名)	
2 事業主体名		
3 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の補助金の額の確定額(または、福島県補助金等の交付等に関する規則第14条に基づく確定額)	金	円
4 補助金の確定時における消費税仕入控除税額	金	円
5 消費税額及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税仕入 控除税額	金	円
6 補助金返還額(5-4)	金	円

注1 5の金額の積算の内訳及び記載内容を確認するために必要な書類等を添付すること。

第12号様式（県交付要綱第15条関係）

福島県知事
(福島県〇〇農林事務所長)

住所又は所在地

補助事業者等

名称及び代表者名

福島県多様な農業支援サービス事業体の活動支援事業(別表の区分
の事業名) 補助金等交付請求書

(年号) 〇年〇〇月〇〇日付け福島県指令〇〇第〇〇号で交付決定のあった
福島県多様な農業支援サービス事業体の活動支援事業(別表の区分の事業名) の
補助金等について、下記により補助金 円を請求します。

記

1 補助金等の交付請求の内容

事業名	(別表の区分の事業名)
事業費	円
交付決定額 (A)	円
受領済額 (B)	円
今回請求額 (C)	円
残額 (A - B - C)	円

第 13 号様式（県交付要綱第 17 条第 2 項関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

地区名		事業実施年度		年度		事業名			(別表の区分の事業名)					
事業の内容				工 期		総事業費	経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要
事業主体	導入機械 名称	保管場所	事業量	着 工 年月日	竣工 年月日		負担区分			耐用 年数	処分 制限 年月日	承 認 年月日	処分の 内 容	
							国庫	県費	その他					
計														
合計														

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。